

議案第61号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第5中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(19)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1(第2条関係) 表 (略)</p> <p>備考 この表及び別表第4において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、多機能端末機で個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用することによる証明書の交付をいう。</p> <p>別表第5(第2条関係) 【別記 参照】</p>	<p>別表第1(第2条関係) 表 (略)</p> <p>備考 この表及び別表第5において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、多機能端末機で個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用することによる証明書の交付をいう。</p> <p>別表第5(第2条関係) 【別記 参照】</p>

【別記】
(現行)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
(14) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(15) 破産に関する証明	1件につき300円
(16) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(17) 資格に関する証明	1件につき300円
(18) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(19) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

(改正案)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(14) 破産に関する証明	1件につき300円
(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(16) 資格に関する証明	1件につき300円
(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

議案第62号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第62号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>

議案第63号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 雑則（第17条）」

を

「第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）」

第6章 雑則（第18条）」

に改める。

第17条を第18条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織し、医療機関の医師、知識経験者又は市長が適当と認める者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)</p> <p>第5章 雑則(第17条)</p> <p>附則</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)</p> <p>第5章 <u>宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会(第17条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第18条)</u></p> <p>附則</p> <p>第5章 <u>宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会</u></p> <p>第17条 <u>法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員5人以内をもって組織し、医療機関の医師、知識経験者又は市長が適当と認める者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第6章 雑則 (委任)</p> <p>第18条 (略)</p>

議案第64号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2条(見出しを含む。)中「平成31年度及び」を削り、同条第1項中「26,600円」を「21,300円」に改め、同条第2項中「26,600円」を「21,300円」に、「39,700円」を「35,300円」に改め、同条第3項中「26,600円」を「21,300円」に、「51,300円」を「49,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成31年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第64号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (平成31年度及び令和2年度における保険料率の特例)</p> <p>第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,600円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,600円</u>」とあるのは、「<u>39,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「<u>26,600円</u>」とあるのは、「<u>51,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 (<u> </u>令和2年度における保険料率の特例)</p> <p>第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u> </u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,300円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u> </u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,300円</u>」とあるのは、「<u>35,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u> </u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「<u>21,300円</u>」とあるのは、「<u>49,500円</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第 65 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成 22 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「金額は、別表第 2」を「金額は、同表」に、「それぞれ別表第 2」を「それぞれ同表」に改める。

別表第 3（2）の部中「第 20 条の 2 第 13 項又は第 38 条の 4 第 22 項」を「第 20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の 4 第 24 項」に改め、同表（4）の部中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(手数料) 第2条 (略)</p> <p>2 市長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)の規定に基づく事務について、別表第2に定める手数料をその申請する者から徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、別表第2に特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ別表第2に定める金額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(手数料) 第2条 (略)</p> <p>2 市長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)の規定に基づく事務について、別表第2に定める手数料をその申請する者から徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表に定める金額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第3(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

名称	事務の区分	金額
(2) 特定の民間再開発事業認定申請手数料	租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	31,000円
(4) 地区外転出事情認定申請手数料	租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	24,000円

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(2) 特定の民間再開発事業認定申請手数料	租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	31,000円
(4) 地区外転出事情認定申請手数料	租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	24,000円

議案第66号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の項を次のように改める。

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務	3人	知識経験者 3人
--------------------------	-----------------------------------	----	----------

第2条 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年7月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第66号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(第1条による改正関係)
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会	宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画の策定についての調査、審議に関する事務	13人	知識経験者 4人 市内の公共的団体等の代表者 5人 公募による市民 4人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務	3人	知識経験者 3人

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(第2条による改正関係)
 (現行)
 (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市再生可能エネルギー推進審議会	再生可能エネルギーの利用の推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者 3人 市内の公共団体等の代表者 1人 事業主を代表する者 1人 公募による市民 2人
	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務	3人	知識経験者 3人

(改正案)
 (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市再生可能エネルギー推進審議会	再生可能エネルギーの利用の推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者 3人 市内の公共団体等の代表者 1人 事業主を代表する者 1人 公募による市民 2人

議案第 67 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例

宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 39 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは^{がい}障害の状態となった場合又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。）若しくは第 29 条第 5 項（同法第 30 条の 2 及び第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用

される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。
(損害補償の種類等)

第4条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)の規定の例による。
(報告、出頭等)

第5条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市長は、非常勤消防団員、非常勤水防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市長は、その損害補

償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の宝塚市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償（政令第12条の2に規定する年金たる損害補償をいう。以下同じ。）で適用日以後の期間について支給すべきもの（以下「新条例適用補償年金」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（新条例適用補償年金を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の宝塚市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき支払われた年金たる損害補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び旧条例の規定に基づき支払われた損害補償（年金たる損害補償を除き、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、新条例に基づく損害補償の内払とみなす。

(宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 4 宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）」を「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（令和2年条例第 号）」に改める。

(宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

- 5 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）」を「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（令和2年条例第 号）」に改める。

(宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例の一部改正)

6 宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例（昭和38年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）」を「宝塚市消防団員等公務災害補償条例（令和2年条例第 号）」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

議案第67号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)新旧
対照表(附則第4項による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)</u>の適用を受ける者</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(令和2年条例第 号)</u>の適用を受ける者</p>

宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例(平成3年条例第7号)新旧対照表(附則第5項による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(3) (略) (4) <u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)</u>の適用を受ける者 (5) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(3) (略) (4) <u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(令和2年条例第 号)</u>の適用を受ける者 (5) (略)</p>

宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例(昭和38年条例第5号)新旧対照表(附則第6項による改正関係)

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号。以下「公務災害補償条例」という。)</u>第2条に規定する消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が消防作業若しくは水防に従事し、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し、第2条に定める事由が生じた場合に準用する。この場合において、第3条及び別表第1中「<u>殉職者賞じゅつ金</u>」とあるのは「<u>死亡者賞じゅつ金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第9条 この条例に基づく賞じゅつ金等の支給については、<u>公務災害補償条例第26条の規定を適用しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(準用)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>宝塚市消防団員等公務災害補償条例(令和2年条例第 号。以下「公務災害補償条例」という。)</u>第2条に規定する消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が消防作業若しくは水防に従事し、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し、第2条に定める事由が生じた場合に準用する。この場合において、第3条及び別表第1中「<u>殉職者賞じゅつ金</u>」とあるのは「<u>死亡者賞じゅつ金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

議案第68号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）、令和元年10月4日
議案第96号で議決、令和2年3月26日議案第30号で変更議決）の一部を次のとおり
変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
2 契約の方法 一般競争入札
3 契約の金額 ￥577,188,700.-
4 契約の相手方 西宮市塩瀬町生瀬1131番地
株式会社森組 阪神営業所
所長 日 浦 豊
5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
6 工事概要 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
土工 一式
^{かみ}函渠工 一式
仮設工 一式」

中

「3 契約の金額 ￥577,188,700.-」

を

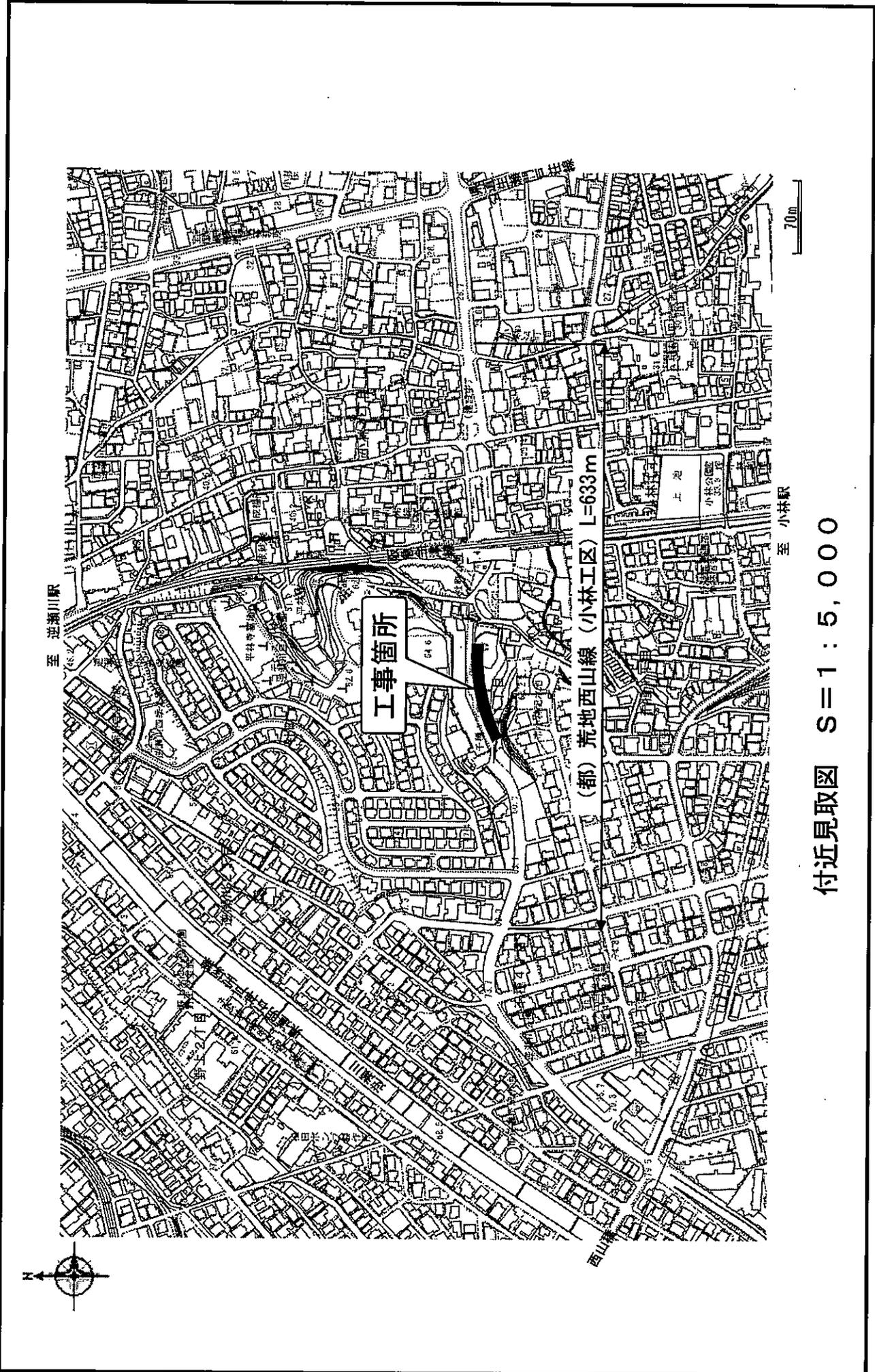
「3 契約の金額 ￥616,625,900.-」

に変更する。

議案第68号

工事請負契約（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）の変更について

- 1 工事期間 着工 令和元年10月4日
完工予定 令和3年3月31日
- 2 その他 付近見取図、平面図及び横断図（別紙添付）



至 逆瀬川駅

工事箇所

(都) 荒地西山線 (小林工区) L=633m

至 小林駅

70m

付近見取図 S=1:5,000

議案第69号

財産（宝塚市防災情報システム機器一式）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | |
|-------------|---|
| 1 財産の種類及び数量 | 宝塚市防災情報システム機器一式 |
| 2 財産の配置場所 | 宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課 |
| 3 取得の目的 | 宝塚市災害対策本部の業務効率化 |
| 4 取得の金額 | ¥76,021,000.- |
| 5 取得の相手方 | 神戸市中央区磯辺通三丁目2番11号三宮ファーストビル
アジア航測株式会社 神戸支店
支店長 柿 崎 豊 |

議案第69号

財産（宝塚市防災情報システム機器一式）の取得について

- 1 契約の方法 特名随意契約
- 2 公募型プロポーザルによる業者選定結果

選定結果	業者名
優先交渉権者	アジア航測㈱神戸支店
次点交渉権者	日本アイ・ビー・エム㈱

(公募型プロポーザルには5社が参加した。)

- 3 契約金額 ¥76,021,000.-
- 4 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥6,911,000.-

議案第70号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額の決定をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市は、次のとおり学校給食用物資に係る継続的供給契約の債務不履行に伴う損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成31年(2019年)4月1日付けで相手方と学校給食用パン及び米飯に係る継続的供給契約を締結し、令和2年(2020年)2月26日付けで同年3月分を相手方に発注したにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、同年3月3日から市立小学校、中学校及び養護学校の一斉休校措置を実施したことに伴い、学校給食を休止し、同年2月28日付けで相手方への発注を取り止めたため、相手方に、同年3月3日から同月末日までの間に納入を予定していた数量の学校給食用パン及び米飯の製造加工に要する費用について損害が生じた。

この損害は、継続的供給契約上の義務違反により生じたものであると認められるため、その損害を賠償する。

2 賠償の金額 金2,532,000円

3 賠償の相手方 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

公益財団法人兵庫県体育協会

代表者 理事長 荒木 一 聡

議案第70号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 学校給食用パンの製造加工に要する費用	2,353,386 円
(2) 学校給食用米飯の製造加工に要する費用	178,614 円
合計	2,532,000 円

議案第71号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4533	4533号線	起点	口谷東3丁目21番7		m	m
		終点	口谷東3丁目21番13		64.10	最大 6.00 最小 5.30

議案第72号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4534	4534号線	起点	口谷西3丁目55番10		m	m
		終点	口谷西3丁目55番4		18.60	最大 6.00 最小 6.00

議案第73号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4535	4535号線	起点	口谷西3丁目64番4		m	m
		終点	口谷西3丁目64番20		33.50	最大 10.80 最小 4.50

議案第71号から第73号まで
市道路線の認定について
道路法(抜粋)

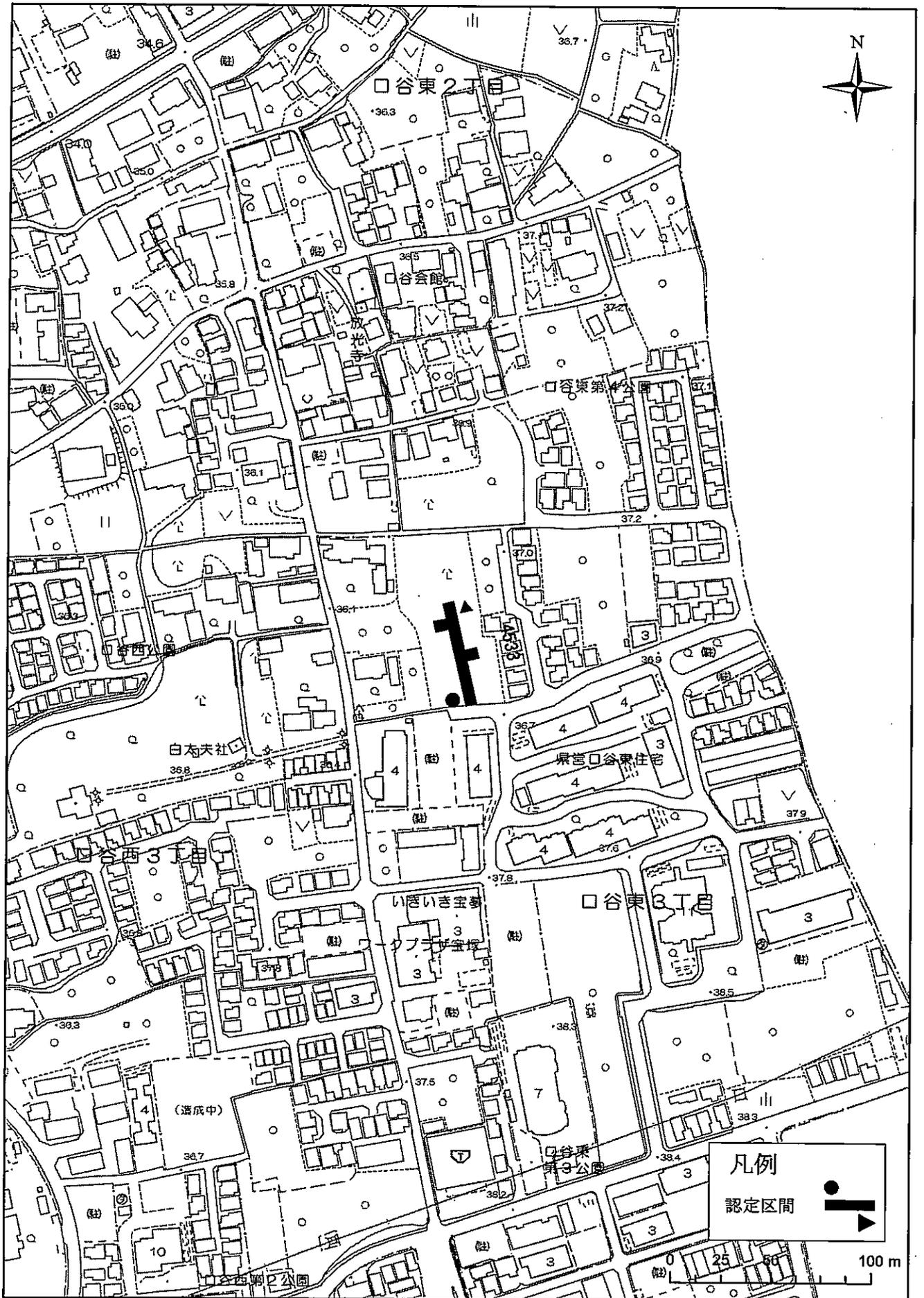
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

議案第71号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第74号

宝塚市自治功労者の認定について
宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 増 田 充 宏

生年月日

勤続年数 31年

職 歴

平成元年 4月	宝塚市に奉職
平成20年 4月	都市産業活力部都市整備室建築指導課長
平成22年 4月	都市産業活力部都市整備室宅地建物審査課長
平成23年 4月	都市整備部都市整備室宅地建物審査課長
平成24年 4月	都市整備部都市整備室開発指導課長
平成25年 4月	都市整備部建築住宅室長
平成29年 4月	都市整備部長
令和 2年 3月	退職

宝塚市自治功労者条例(抜粋)

第2条 次に掲げる者は、自治功労者とする。

- (1) 1任期以上在職した市長
- (2) 2任期以上引き続き在職した議会議員
- (3) 市職員で本市に引き続き満20年以上勤続した者で議会の認定を経た者

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第75号

宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

宝塚市農業委員会の委員任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中川智子

議案第75号

宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

区域内における認定農業者の数 13名及び2法人
宝塚市農業委員会委員定数 13名
委員に任命しようとする者のうち認定農業者等又はこれに準ずる者の数 5名

農業委員会等に関する法律(抜粋)

(委員の任命)

第8条第1項～第4項 (略)

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6・7 (略)

農業委員会等に関する法律施行規則(抜粋)

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合(以下この条及び第5条第1項第4号において「認定農業者が少ない場合」という。)において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者(以下「認定農業者等」という。)又は次に掲げる者とするについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。)である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。)

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。)である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

- (2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)におい

て、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事
について当該市町村の議会の同意を得たとき。

(3)～(5) (略)

議案第76号

宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて

宝塚市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月25日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市農業委員会の委員に任命しようとする者

氏名	住所	備考
今里 浅一		
上田 健		
阪上 勝弥		認定農業者
阪上 秀一		認定農業者に準ずる者
篠木 秀夫		
嶽 広行		
塚本 俊昭		
中西 恵子		認定農業者に準ずる者
中西 瞳		認定農業者に準ずる者
林 五郎		認定農業者に準ずる者
平井 公雄		
平塚 三郎		
山添 令子		利害関係を有しない者

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第76号

宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて

宝塚市農業委員会の委員に任命しようとする者

氏名	生年月日	住所	職業	主な経歴	備考
今里 浅一			農業	上中筋農会長 中筋自治会長 中筋水利組合役員（現在）	
上田 健			農業・ 会社員	波豆農会会長 宝塚市農業共済損害評価委員	
阪上 勝弥			農業	山本水利組合長	①
阪上 秀一			農業	丸橋農会長	②
篠木 秀夫			農業・ 会社員	川面農会長（現在） 旭町1丁目自治会副会長（現在） 川面水利組合会長	
嶽 広行			農業・ 会社員	西部農会副会長 西部農事実行組合副会長（現在） 宝塚市農地利用最適化推進委員（現在）	
塚本 俊昭			農業	下安倉農会長 宝塚市農業共済損害評価委員	
中西 恵子			農業	兵庫県女性農漁業士会会長 農業後継者育成事業推進委員 農林水産政策審議会委員	②
中西 瞳			農業	兵庫県立但馬農業高等学校 非常勤講師	②
林 五郎			農業	玉瀬自治会長 宝塚市農業委員 玉瀬共有財産管理会会長（現在） 宝塚市農地利用最適化推進委員（現在）	②

平井 公雄		農業	下佐曾利農会長 下佐曾利自治会長 民生協力委員	
平塚 三郎		農業	小林農会長 小林農事実行組合清算人 小林土地株式会社監査役	
山添 令子		無職	コープこうべ顧問（現在） 兵庫県生きがい創造協会監事（現在） 宝塚NPOセンター理事（現在）	③

農業委員会等に関する法律(抜粋)

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

宝塚市農業委員会の委員等の定数を定める条例(抜粋)

(宝塚市農業委員会の委員の定数)

第2条 宝塚市農業委員会の委員の定数は、13人とする。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。